

## パソコンの警告表示にご注意!! ～その表示は有料ソフトの広告かも?!～

### ● 相談事例

検索サイトを見ていた時に、画面の右側にピカピカ光る警告のようなものが表示された。そこには、「パソコンにエラーがあるので、無料ソフトをダウンロードするように」と記されていたのでダウンロードすると、次に「修復には有料で登録する必要がある」という画面が出た。すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が表示される。どうしたらよいか? (60代 男性)

パソコンの操作中にパソコンの危険などを知らせる警告表示が現れて不安になり、セキュリティソフトやパソコンの性能を改善するソフトなどをダウンロードしてしまっただが解約したいという相談が増加しています。警告表示をきっかけに、インターネットでソフトをダウンロードした等の相談件数は、2012年度は400件、2013年度は1500件であり、前年同期比で約4倍に増加しています。

その警告表示等は、本当にそのパソコンの状況を知らせるものとは限りません。消費者を不安にさせて、ソフトの購入手続きに誘導するための広告の可能性もあります。

### ● 消費者へのアドバイス

(1)パソコン画面に突然に警告表示が出ても、信頼できるかどうかわからない場合には、クリックしないでください。

自分のパソコンにもともとはいっているソフト以外の警告表示が出て、新たなソフトを購入させる画面になる場合は広告となります。すでに入っているセキュリティソフトかどうかわからないなど信頼できない場合は、クリックしないようにしましょう。

(2)クレジットカード番号の入力前に、料金や有効期間などを確認しましょう。

クレジットカードの番号入力を求められた場合、料金請求があることが前提となります。事前に、料金や有効期間(自動更新か、期間の設定があるか)を確認しましょう。また、ソフトをアンインストールするだけでは、クレジットカードの請求は止まりません。事業者に解約を申し出ることが必要です。

(3)パソコンの危険な状態を回避するため、独法)情報処理推進機構(IPA)のホームページで情報収集しましょう。

独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>)では、情報収集ができるほか、電話やメールによる相談も受け付けており、コンピュータ利用者が意図しない動作をする不正プログラムの被害を回復する技術的なアドバイスも行っているため、参考にしてください。

◆困ったときは、相談窓口にご相談ください。

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 69-3111, 050-5808-9600